

令和8年1月20日

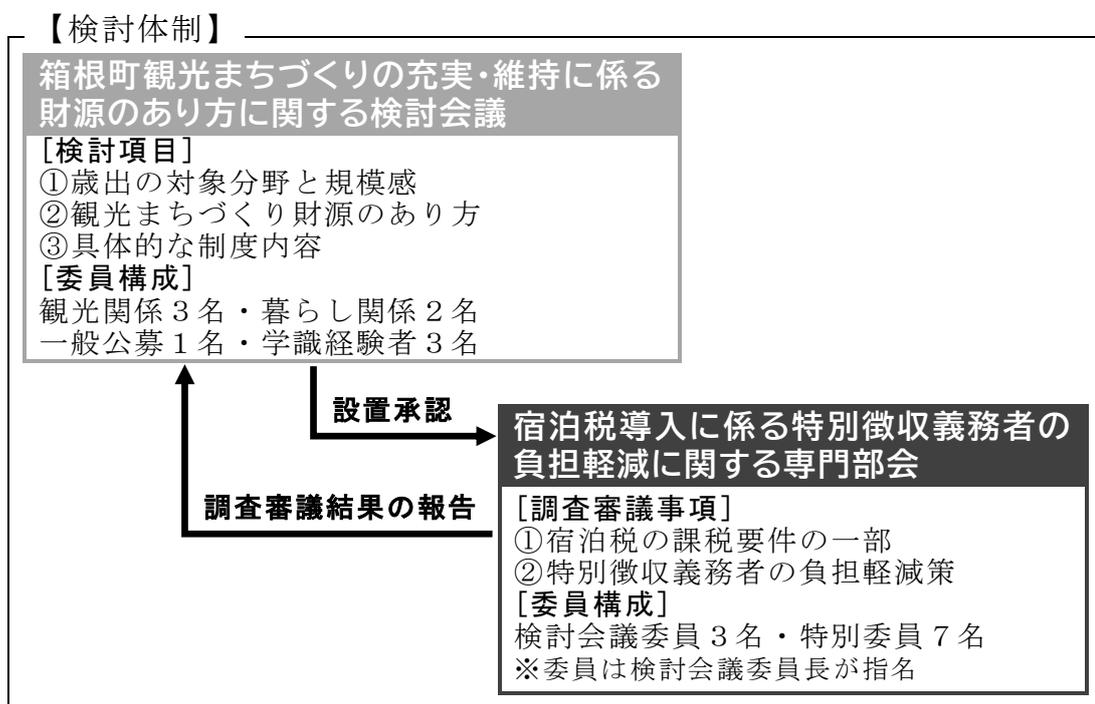
箱根町観光まちづくりの充実・維持に係る財源のあり方に関する検討会議 宿泊税導入に係る特別徴収義務者の負担軽減に関する専門部会 報告

1 専門部会の設置

(1) 趣旨

箱根町では、「観光」と「暮らし」が相互に好影響をもたらすような「観光まちづくり」を推進するための新たな財源として、令和10年4月から宿泊税の導入を目指すことが決定されました。このことを受けて、令和7年9月25日付けで箱根温泉旅館ホテル協同組合から箱根町に対して、宿泊税の制度設計に関する要望書が提出され、その中には、宿泊税の特別徴収義務者となる宿泊事業者が中心となった会議体設置の要望が挙げられました。

そのため、「箱根町観光まちづくりの充実・維持に係る財源のあり方に関する検討会議（以下「検討会議」）」の承認を受けて、「宿泊税導入に係る特別徴収義務者の負担軽減に関する専門部会（以下「専門部会」）」を設置し、宿泊税の課税要件の一部や特別徴収義務者の負担軽減策について調査審議を行い、その結果を検討会議に報告することとしました。



(2) 調査審議事項

- ・課税要件（課税客体、税率設定の考え方、非課税事項）
- ・特別徴収義務者が行う特別徴収事務の負担軽減に関する特別徴収事務交付金及びシステム整備費補助金の制度内容

2 調査審議結果

(1) 課税客体

町内に所在する次の宿泊施設への宿泊料金を受けて行われる宿泊行為

- ・旅館業法に規定する旅館・ホテル、簡易宿所
- ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊）

※本来の許可、届出を得ていない施設であっても、宿泊料金を受けて宿泊行為を行う施設は対象とするもの。

町内に所在する野営の用に供される施設（上記宿泊施設を除くキャンプ場）への宿泊料金を受けて行われる宿泊行為

①基本的な考え方

課税客体で定める宿泊施設の範囲は、公平性の観点から、本来の許可、届出を得ていない施設であっても、旅館業法の許可（下宿を除く）や民泊の届出が必要とされる宿泊の定義に該当する場合を含め、町内の全ての宿泊施設を対象とすることが適当である。また、町内には、宿泊料金を徴収せずに滞在させている保養所や研修施設、キャンプ場はないという現状も踏まえ、宿泊料金を受けて行われる宿泊行為を対象とすることで、保養所や研修施設、キャンプ場を含めた全ての宿泊施設を捕捉できると考えられる。

②委員からの主な意見

- ・特別徴収義務者の不公平感を無くすためにも、課税客体として規定する宿泊施設はしっかりと定義しておく必要がある。
- ・宿泊料金の有無に関わらず宿泊客を滞在させる施設についても、宿泊施設の対象とすべきである。
- ・今後、新しい宿泊形態の施設が現れる可能性もあることから、必要に応じて条例改正を行うなど、柔軟に対応していく必要がある。

(2) 税率設定の考え方

一律定額制

①基本的な考え方

町内には、1泊2食付きの料金プランに対応している宿泊施設が多いという地域特性がある中で、事務負担の軽減や、宿泊客に対する説明等を考慮すると、簡素で明瞭な税制度である一律定額制による導入が適当である。

②委員からの主な意見

- ・一律定額制の場合、宿泊料金を低額に設定している宿泊施設にとっては、負担感が大きいと、そのような施設に対する支援策も検討してほしい。
- ・今後、全ての観光客から広く負担を求める方策の検討を進めていくのであれば、事務負担の最も少ない一律定額制が良いと思われる。
- ・一律定額制の税額によっては、低価格帯の宿泊施設では、小田原市など隣接地域との価格競争力が低下する懸念がある。

- ・今後も様々な料金体系の宿泊事業者が参入してくることや、インフレ対応を考慮すると、定率制の検討も必要である。
- ・導入にあたっては、まずは一律定額制を採用し、持続可能なまちづくりや箱根のブランド力を向上させるために、観光と暮らしのバランスをどのように保っていくのかといった議論を進めていくことが重要である。

(3) 非課税事項

次の者に対しては、宿泊税を課さないものとする。

- ・ 修学旅行等の参加者（引率者も含む）
- ・ 年齢 12 歳未満（小学生以下）の者

①基本的な考え方

町内には、入湯税の徴収を行っている宿泊施設が多く、入湯税は、修学旅行生や年齢 12 歳未満の者を課税免除としているため、特別徴収義務者の事務負担軽減の観点から、入湯税の非課税事項との整合性を図ることが適当である。なお、修学旅行等の参加者に関しては、教育活動の一環であることも踏まえ、引率者を含めて課税免除の対象とし、入湯税の対象もこれにあわせることが望ましい。

また、課税客体で定める宿泊施設の範囲は、全ての宿泊施設を対象としているため、税負担の公平性の観点から免税点は設けないことが適当である。

②委員からの主な意見

- ・ 特別徴収義務者の立場としては、徴収事務が複雑になるため、入湯税と宿泊税との課税免除の対象が異なることは避けてほしい。
- ・ 教育旅行先として箱根町を選択肢の 1 つに加えてもらうことは重要であるため、修学旅行等の参加者は、課税を免除してほしい。
- ・ 将来の顧客となる子ども達は課税を免除とし、将来にわたり何度も箱根町を訪問してもらい、顧客生涯価値を上げることが大切である。
- ・ 箱根町はインバウンドも多く、子どもや修学旅行生の旅行先として敬遠されているという話もあるため、課税を免除してほしい。

(4) 特別徴収事務交付金

納期内納入額の 3.0%

①基本的な考え方

町内には、入湯税の徴収を行っている宿泊施設が多く、これまでの入湯税に加え、新たに宿泊税の課税趣旨を説明する必要があるなど、徴収に係る事務負担が増えることや、キャッシュレス決済に対応している施設が多く、宿泊税の徴収に係るクレジットカード手数料の負担等も考慮する必要がある。

②委員からの主な意見

- ・ 事務負担の軽減という観点からは、クレジットカード手数料や、オンライン旅行代理店（OTA）のシステム利用料も見据えて検討すべきである。

- ・今後、全ての観光客から広く負担を求める方策を検討していく中では、宿泊税の交付金の率が基本となるため、近隣団体と同程度が妥当である。
- ・OTAを通じた宿泊予約は、宿泊事業者が選択するものだが、多くがOTAを活用している現状を考慮し、町からOTAに対して、宿泊税等の税については手数料の対象外にするよう働きかけを行ってほしい。
- ・東京都が宿泊税を最初に導入した当時と比べると、急速にキャッシュレス化が普及しているため、キャッシュレス決済手数料に係る負担も考慮すると、交付金の率を高く設定する根拠になり得ると考える。

(5) システム整備費補助金

補助率：1分の1 補助限度額：100万円（1施設当たり）

①基本的な考え方

宿泊税導入に伴って発生する既存のレジシステムやホテル管理システム（PMS）等の改修に係る経費のほか、宿泊税の導入に伴うパンフレット等の修正に要する経費は、全額町が補助すべきである。ただし、宿泊事業者へのアンケート調査結果や町の財政状況も考慮し、上限額を設定することが適当である。

②委員からの主な意見

- ・システム改修費だけではなく、導入に伴い必要となるパンフレットやポスターなどの印刷物の費用も対象に含めてほしい。
- ・先行団体では、クラウド型システムの月額使用料は対象外となっているが、改修に伴い月額費用が増加することもあるため、クラウド型システムの改修に係る負担増についても補助を検討してほしい。
- ・宿泊事業者が補助制度を活用し、新たなレジシステムの構築や購入を行った場合、町の財政負担が大幅に増える可能性もあるため、新たなシステムに係る費用は対象外とし、IT導入補助金等で対応すべきである。
- ・制度を知らずに補助を受けられないケースが生じないように、補助制度が決まった際には、町から徹底した周知をお願いする。

3 その他付帯意見

- ・宿泊税の使い道については、観光振興だけでなく、未来を担う子どもたちにも使ってほしい。
- ・宿泊税の導入によって、観光客離れにつながらないように、宿泊税を箱根の魅力向上などに活用し、その効果を可視化していく必要がある。
- ・観光客に負担してもらっている入湯税と宿泊税の使い道について、入湯税は、鉱泉源の保護管理施設の整備等に活用し、宿泊税は、観光振興等に活用していくべきである。
- ・宿泊税を導入すると、新たに入湯税課税対象外の宿泊施設が増えるため、町では、対象施設をしっかりと捕捉し、円滑かつ確実な徴収事務を行うように適切に指導するとともに、条例に罰則を規定するなど不公平感が生じないようにしてほしい。
- ・今後、宿泊税の制度内容を見直す際には、固定資産税超過課税を含めた税負担のあり方について、民間事業者も参加する会議体で検討してほしい。
- ・宿泊税の導入により、積極的な観光振興施策が実施できるようになると、観光産業が潤い、町全体が良い方向に向かうと期待しており、今後も建設的な議論を続けることが重要である。

4 検討経過と委員名簿

(1) 検討経過

時 期 (回 数)	議 題
令和7年11月26日 (第1回)	○宿泊税の検討状況について ○調査審議事項と今後のスケジュールについて
令和7年12月23日 (第2回)	○宿泊税の課税要件について ○特別徴収義務者の負担軽減策について
令和8年1月16日 (第3回)	○アンケート調査の結果について ○検討会議への報告事項について

(2) 委員名簿

宿泊税導入に係る特別徴収義務者の負担軽減に関する専門部会 委員名簿

氏 名	所 属	分 野
石村 光稔 (部会長)	箱根温泉旅館ホテル協同組合	検討会議 委員
佐藤 守	箱根DMO(一般財団法人箱根町観光協会)	
宮地 博篤	箱根DMO(一般財団法人箱根町観光協会)	
安藤 友江	箱根温泉旅館ホテル協同組合	特別委員
小清水 大	箱根DMO(一般財団法人箱根町観光協会)	
齋藤 哲也	箱根DMO(一般財団法人箱根町観光協会)	
杉山 慎吾	箱根温泉旅館ホテル協同組合	
富澤 勇太	箱根DMO(一般財団法人箱根町観光協会)	
西島 庸吉	箱根温泉旅館ホテル協同組合	
山口 滋	箱根温泉旅館ホテル協同組合	